

平成28年米原市議会第3回定例会 請願文書表

請願番号	請願 第 2 号	受理年月日	平成28年8月22日
件 名	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願		
請願者住所 氏名	長浜市鳥羽上町 788 滋賀県農民組合連合会 湖北農民組合 会長 北村 富生		
紹介議員	清水 隆徳		

〔請願の要旨〕

T P P協定（環太平洋経済連携協定）は今年2月4日に調印し、12カ国の批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。このように精査し討論する時間も与えないで国会に批准を求める拙速な手続きはふさわしくありません。

一方T P P協定は、少なくともG D Pで85%以上及び6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。米国の動向は、両大統領候補がT P P反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、T P Pの発効自体、危ぶまれています。

協定の内容も問題です、米麦での輸入枠拡大、牛・豚肉での税関引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃に合意しています。これらの内容が「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」と(2013年4月18日～19日衆参農林水産委員会)とした国会決議に違反していることは明らかです。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。また医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規則・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からの意見が表明できる規定さえあります。T P Pと並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和と要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏みこんでいます。

以上の趣旨から、下記の事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願します。

記

1. 国会決議に違反するT P P協定の批准は行わないこと

付託先委員会	産業建設常任委員会
--------	-----------